

平成二十一年七月六日受領  
答弁第六一〇号

内閣衆質一七一第六一〇号

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出年金財政試算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金財政試算に関する質問に対する答弁書

御指摘の「厚生労働省がまとめた年金財政試算」が「平成二十一年財政検証」における試算を指すのであれば、当該試算は、平成二十年十二月末までの株価の低下等を織り込んで行ったものである。したがって、今般確定した平成二十年度の運用利回りにより試算を行ったとしてもその結果に大差はないことから、新たな試算を行う必要はないものと考ええる。

なお、運用利回りについては、平成二十年度以降四・一パーセントという前提を置いているわけではなく、平成二十一年度が一・五パーセント、平成二十二年度が一・八パーセント、平成二十三年度が一・九パーセント、平成二十四年度が二・〇パーセント、平成二十五年度が二・二パーセント、平成二十六年度が二・六パーセント、平成二十七年目が二・九パーセント、平成二十八年度が三・四パーセント、平成二十九年目が三・六パーセント、平成三十年度が三・九パーセント、平成三十一年度が四・〇パーセント、平成三十二年度以降四・一パーセントという前提を置いている。